

ヒアリング事項

1 課徴金と刑事罰の併存・併科について

独禁法違反者に対する措置としては、抑止という観点からも、制裁という観点からも、行為に応じた金銭的成本を賦課することが効果的であり、また、方法としても適切であると考えます。

したがって、法人、個人ともに、課徴金に一本化すべきであると考えますが、貴委員会の考えを伺いたい。

2 私的独占・不公正な取引方法の要件明確化について

私的独占・不公正な取引方法は、要件が抽象的で、規制の対象とする行為が不明確であるため、事業者にとって法適用の予測可能性に欠けるとの指摘がある。

したがって、私的独占・不公正な取引方法の要件の明確化を図るべきと考えますが、貴委員会の考えを伺いたい。

3 審判制度の中立性・公正性について

公取委の審判では検察官役と裁判官役があたかも同じとなっているため、中立性・公正性の外観に欠くという批判があるが、貴委員会の考えを伺いたい。

4 審級省略について

公取委の審判を経たことにより審級が省略される点について、憲法上の裁判を受ける権利の趣旨を政策的によりの確に実現していくことの可否との関係を踏まえて、貴委員会の考えを伺いたい。

5 審判手続と裁判手続の選択制について

公取委の審判と、直接審判を経ないで裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法との間の選択制を導入することについて、貴委員会の考えを伺いたい。

以 上